

[別紙1]

## 鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (障がい福祉課長が定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 実績報告書提出

事業を廃止・中止した場合は、その日から30日以内  
事業が完了した場合は、完了の日から30日以内もしくは鳥取県提出分は令和4年4月25日、  
あいサポート・アートセンター提出分は令和4年4月15日までのいずれか早い日

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

交付決定通知の発出と併せて、支払時期等を記載した概算払通知を送りますので、口座振込依頼書をご提出ください。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857-26-7678 shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp